設備条件確認書

（隔月１回以上用）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 作成者名 |  |
| 確認年月日 |  |

○設備容量が100kVA以下の需要設備

|  |
| --- |
| 次のイ～ホまですべてに適合すること |
| イ　構外にわたる高圧電線路がないもの | 適・否 |
| ロ　柱上に設置した高圧変圧器がないもの | 適・否 |
| ハ　高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの | 適・否 |
| ニ　保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの | 適・否 |
| ホ　責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの | 適・否 |

○設備容量が100kVAを超える需要設備

|  |
| --- |
| 上の表すべてに適合すること及び次の①又は②に適合すること |
| ①低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備【絶縁監視装置の概要】メーカー名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　製品名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　型式 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| ②非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備 | 適・否 |

※表の中の適・否のいずれかに○を付けてください。

設備条件確認書

（３月に１回以上用）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 作成者名 |  |
| 確認年月日 |  |

○設備容量が100kVA以下の需要設備

|  |
| --- |
| 次のイ～ホまですべてに適合すること |
| イ　構外にわたる高圧電線路がないもの | 適・否 |
| ロ　柱上に設置した高圧変圧器がないもの | 適・否 |
| ハ　高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの | 適・否 |
| ニ　保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの | 適・否 |
| ホ　責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの | 適・否 |

|  |
| --- |
| 上の表すべてに適合すること及び次のイ～ハまですべてに適合すること |
| イ　受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。） | 適・否 |
| ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの | 適・否 |
| ハ 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの | 適・否 |

※表の中の適・否のいずれかに○を付けてください。

設備条件確認書

（内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 作成者名 |  |
| 確認年月日 |  |

○点検頻度３月に１回以上

|  |
| --- |
| 次の①及び②すべてに適合すること |
| ①　発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備である | 適・否 |
| ②　当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者（次のイ～ハのいずれかに該当する者）との契約により保守が実施されるもの | 適・否 |
| イ　当該設備を製造した者名称又は氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| ロ　当該設備を製造した者との間で当該設備の保守を行うことを提携している者名称又は氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| ハ　自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有する者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資格名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |

○点検頻度６月に１回以上（ガスタービンを原動力とする火力発電所に限る。）

|  |
| --- |
| 上記①及び②に適合すること及び次の一～六まですべてに適合すること |
| 一　発電機と接続して得られる電気の出力が300kW未満のもの | 適・否 |
| 二　最高使用圧力が1,000kPa未満のもの | 適・否 |
| 三　最高使用温度が摂氏1,400度未満のもの | 適・否 |
| 四　発電機と一体のものとして一の筐体に収められているものその他の一体のものとして設置されるもの。ただし、燃料設備及びばい煙処理設備については、この限りでない。 | 適・否 |
| 五　ガスタービンの損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有するもの | 適・否 |
| 六　ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの | 適・否 |

※表の中の適・否のいずれかに○を付けてください。